令和６年度樹立

国有林の地域別の森林計画（案）の概要

（渡島檜山森林計画区）
（日　　高森林計画区）

ブナ林での多様な森林現地検討会
（渡島檜山森林計画区）

チロロ岳山頂から幌尻岳を望む
（日高森林計画区）

計画期間　自　令和　７年　４月　１日
　　至　令和１７年　３月３１日

北海道森林管理局　計画課

● 森林計画制度の概要

１　森林計画の体系
２　各計画の内容
３　森林計画区
４　森林計画の策定プロセス

● 国有林の地域別の森林計画(案)の概要

１　森林計画区の概要及び前計画の実行結果の概要等
２　計画樹立に当たっての基本的考え方
３　森林の整備及び保全に関する基本的な事項
４　森林の整備に関する事項
５　森林の保全に関する事項
６　計画量等
７　その他必要な事項

● 森林計画制度の概要

1 森林計画の体系

政府
森林・林業基本計画
（２０年程度を見通した計画）
●長期的かつ総合的な政策の方向・目標

即して

農林水産大臣
全国森林計画（１５年計画）
●森林の整備及び保全の目標
●伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等

調和して

農林水産大臣
国有林野の管理経営に関する基本計画
（１０年計画）
●国有林野の管理経営の基本方針

即して

即して

即して

都道府県知事
地域森林計画（１０年計画）
●都道府県の森林関連政策の方向
●伐採、造林、林道、治山事業の目標等
●市町村森林整備計画の規範

連携

森林管理局長
国有林の地域別の森林計画
（１０年計画）
●国有林の森林整備の方向
●伐採、造林、林道、治山事業の目標等

調和して

森林管理局長
地域管理経営計画
（５年計画）
●国有林野の管理経営の方向等

即して

適合して

市町村長
市町村森林整備計画
（10年計画）
●市町村内の森林整備の方向
●伐採、造林、路網の整備の目標等

適合して

森林所有者
森林経営計画
（５年計画）
●森林施業の長期の方針
●伐採、造林、路網の整備の目標等

地域の意見を聴取

森林管理局長
国有林野施業実施計画
（５年計画）
●国有林野の伐採、造林等の箇所別計画量等

２　各計画の内容

国有林に関する計画の主な計画事項

国有林の地域別の森林計画
（１０年計画）

- ○　森林の整備に関する事項
- ○　森林の保全に関する事項
- ○　伐採、造林、林道、治山事業等の計画量

地域管理経営計画
（５年計画）

- ○　機能類型に応じた管理経営の指針
- ○　伐採、造林、保育、林道開設等の事業総量
- ○　国有林野の維持・保存に関する事項（保護林の設定・管理の方針等）
- ○　国有林野の活用に関する事項（レクリエーションの森の設定、管理の方針等）

国有林野施業実施計画
（５年計画）

- ○　国有林野の伐採、造林、林道、治山事業等の箇所別計画量
- ○　保護林、レクリエーションの森等の区域
- ○　森林共同施業団地の区域や連携した施業の内容

３　森林計画区

北海道森林管理局管内は１３計画区　（全国で１５８計画区）

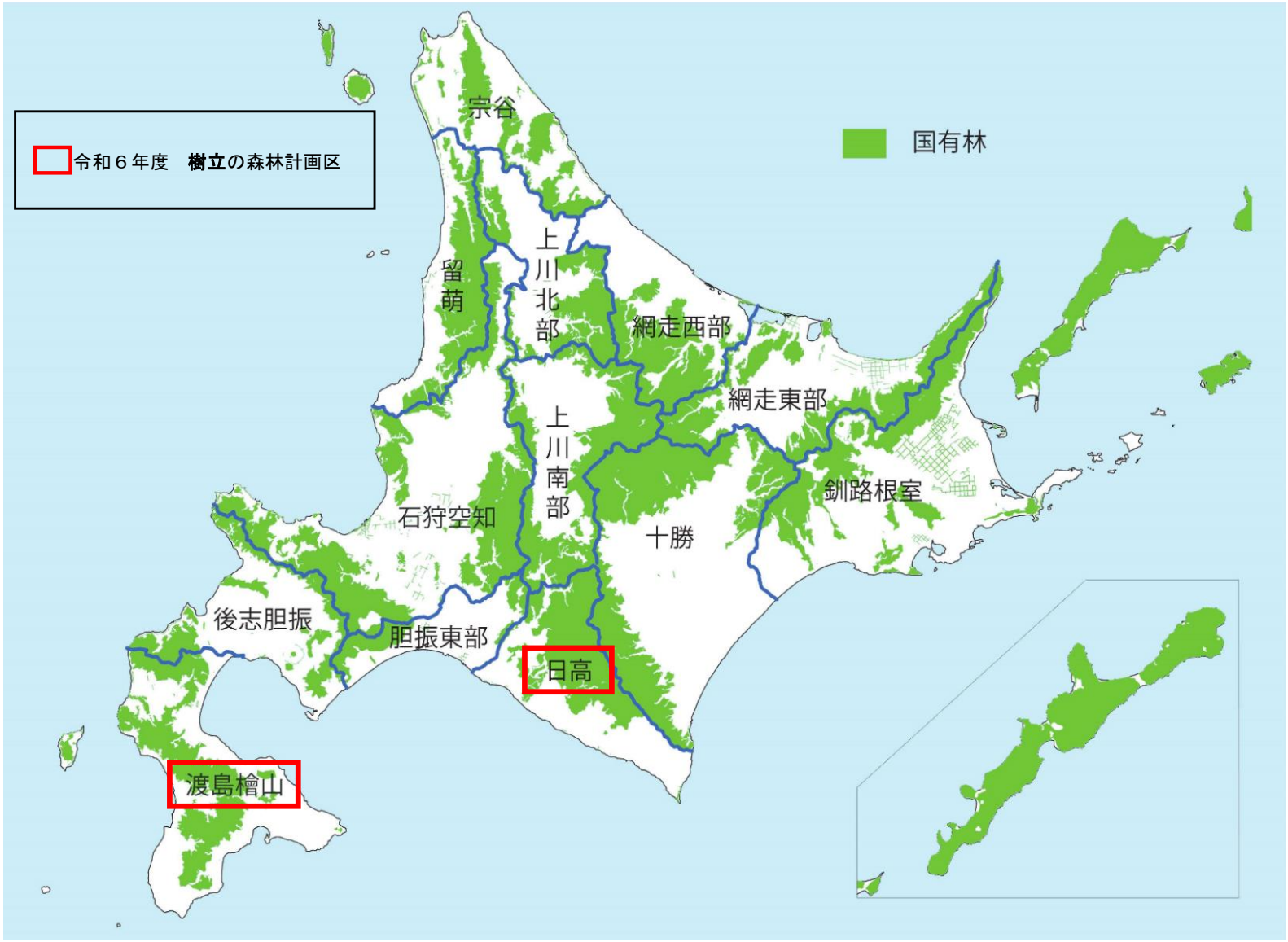

各森林計画区の
計画樹立年度

樹立年度	計画区
令　和 ６年度	渡島檜山 日　　高
令　和 ７年度	胆振東部 宗　　谷 網走東部
令　和 ８年度	留　　萌 釧路根室
令　和 ９年度	後志胆振 石狩空知 上川北部
令　和 ５年度	上川南部 網走西部 十　　勝

4　森林計画の策定プロセス

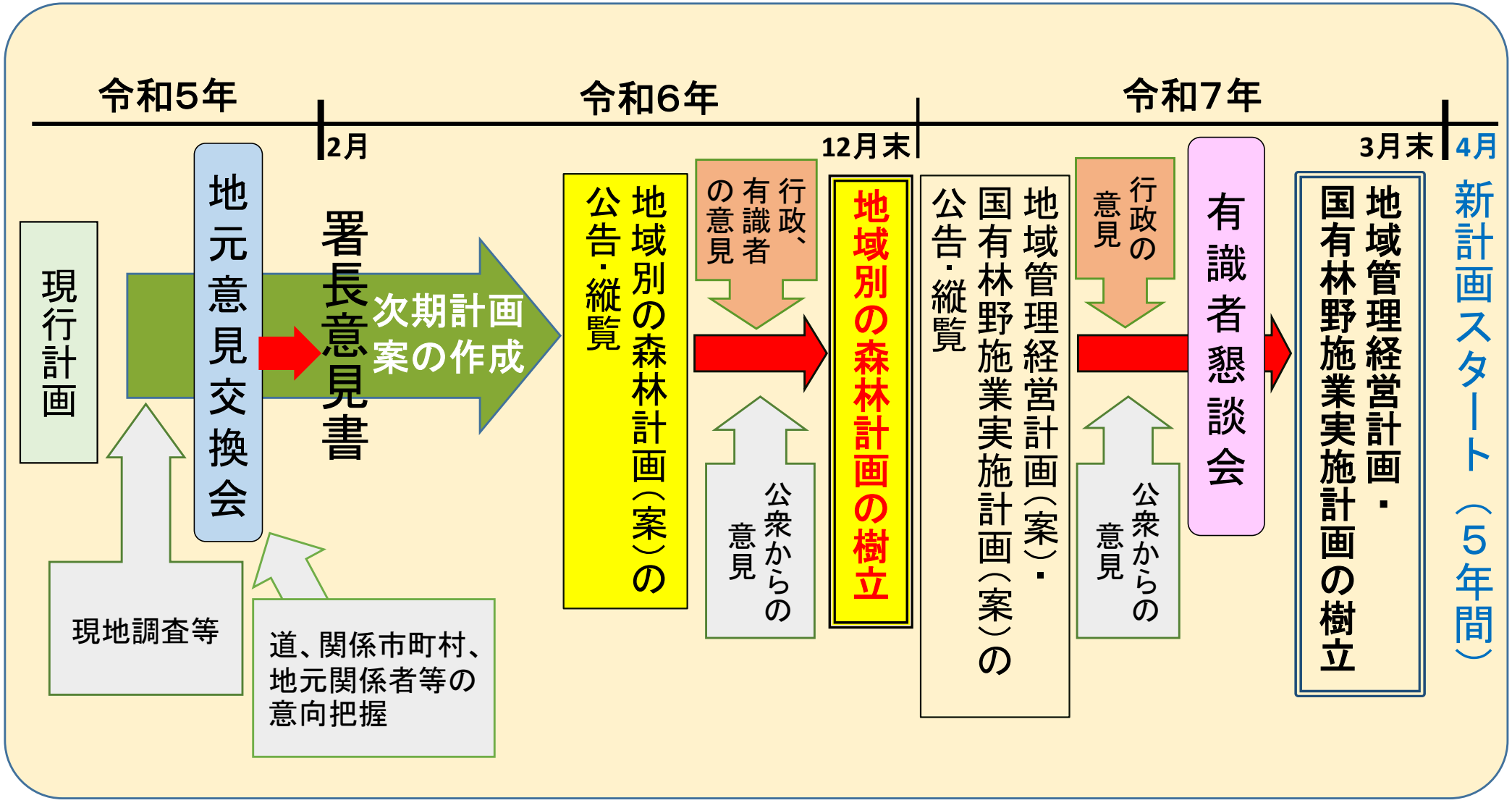

● 国有林の地域別の森林計画（案）の概要

1 樹立森林計画区の概況及び前計画の実行結果の概要等

（１）渡島檜山森林計画区

渡島檜山森林計画区の位置図

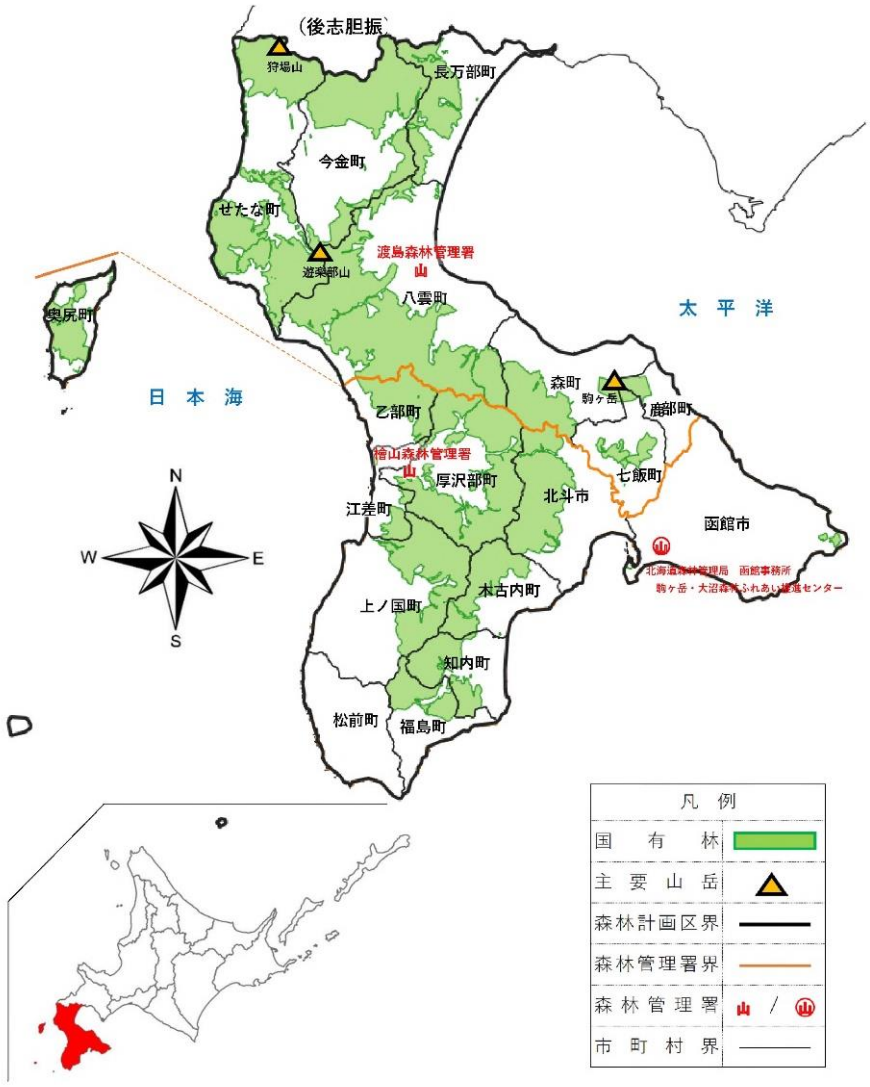

ア 概況

（ア）位置

北海道南西部の渡島半島に位置し、渡島総合振興局及び檜山振興局の全域で構成される。北部は狩場山地を境に後志胆振森林計画区に接している。

（イ）特徴

ブナ及びヒノキアスナロ（ヒバ）の北限地帯であるとともに、トドマツの南限地帯（スギ造林普及地帯の北限）とも重なっている。

北海道内では比較的、尾根と沢が入り組む複雑な地形をみせている。

①山岳　狩場山（1,520m）、遊楽部岳（1,277m）
駒ヶ岳(1,131m) など

②河川　後志利別川、遊楽部川など

③人口　約４１４千人（令和２年国勢調査）

④産業

・農業　水稲、馬鈴薯、酪農、肉用牛、養豚

・水産業　イカ釣り漁、ウニ、アワビ等の浅海漁業、昆布、ホタテ養殖

・観光業　大沼国定公園等の自然公園、温泉、歴史的名勝など

（１）渡島檜山森林計画区

（ウ）市町村の構成

２市１６町から構成（国有林は下記の２市１５町に所在）

計画の対象とする森林管理局所管の森林の区域
市町村別面積内訳

単位　面積：ha

区　分		森林面積	備　考（関係森林管理署等）
総数		(99) 255,596	
市町村別内訳	七飯町	3,465	渡島森林管理署
	鹿部町	1,583	
	森町	11,390	
	八雲町	50,041	
	長万部町	12,641	
	今金町	26,897	
	せたな町	(99) 37,240	
	小計	143,257	
	函館市	444	檜山森林管理署
	北斗市	17,998	
	松前町	―	※松前町には、林野庁所管国有林が存在しない。
	福島町	6,423	
	知内町	9,096	
	木古内町	10,904	
	江差町	3,040	
	上ノ国町	19,033	
	厚沢部町	30,055	
	乙部町	8,820	
	奥尻町	6,526	
	小計	112,339	

注1）計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。
注2）「森林管理局所管国有林」の(　)は、官行造林地で内数である。

（エ）森林の現況

①所管別森林面積

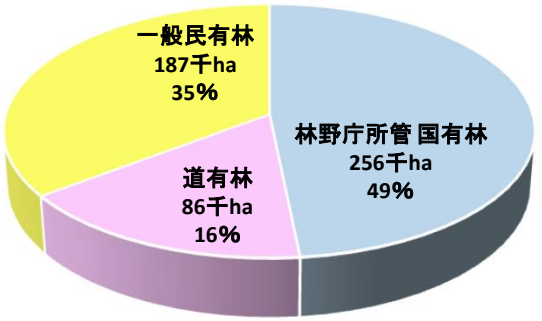

②林野庁所管国有林の
人工林・天然林別面積

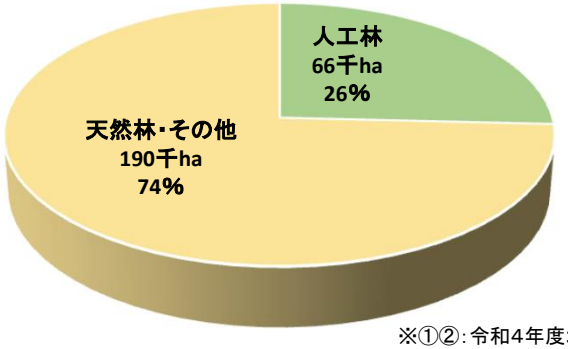

※①②：令和4年度北海道林業統計書

③国有林の人工林齢級別面積

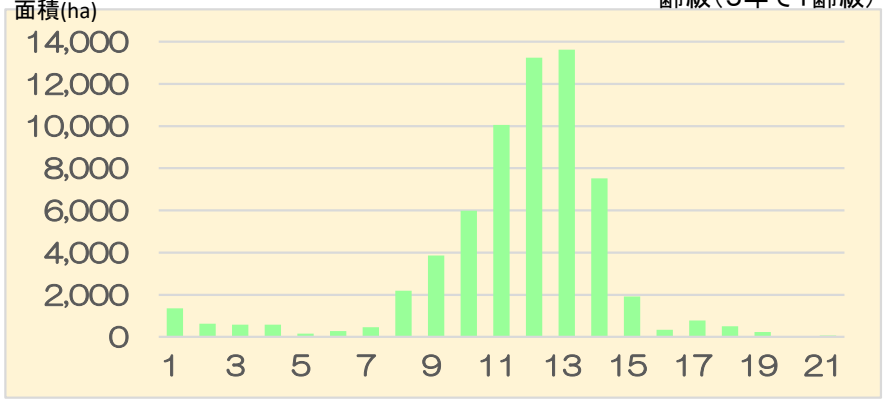

※令和5年度末現在

（1）渡島檜山森林計画区

イ　前計画の実行結果の概要とその評価（計画期間前半5年分）

（ア）伐採立木材積

（単位　材積：千㎥）

区　分	計　画	実　行	実行率
総　数	1,123	739	66%
主　伐	263	162	62%
間　伐	860	578	67%

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う木材需要の下落を受けて立木販売の供給調整を実施したこと、市況の悪化に伴い立木販売の入札不調が発生したこと等により実行数量が計画を下回った。

（イ）造林面積

（単位　面積：ha）

区　分	計　画	実　行	実行率
総　数	1,274	1,550	122%
人工造林	1,158	1,523	132%
天然更新	116	28	24%

人工造林は、主伐実施箇所に加えて台風による風倒被害が発生した箇所で植栽をしたことから実行数量が計画を上回った。天然更新については、伐採箇所の見合わせ等の影響により実行数量が計画を下回った。

（ウ）間伐面積

（単位　面積：ha）

計　画	実　行	実行率
16,488	9,139	55%

上記（ア）と同様の理由により、実行数量が計画を下回った。

（エ）林道事業

（単位　開設：ｋｍ、拡張：箇所）

区　分	計　画	実　行	実行率
開　設	62	11	18%
拡　張	16	6	38%

開設については、森林整備事業の実施箇所及び実施時期を勘案しつつ、状況の変化に応じて弾力的に路網整備を図るために広範な箇所を現計画へ計上した。その上で各事業の進捗状況を踏まえ、必要な箇所から実行した結果、開設・拡張ともに計画を下回った。

（オ）保安林整備

（単位　面積：ha）

区　分	計　画	実　行	実行率
指　定	13	13	100%
解　除	141	144	102%

おおむね計画どおりの実行数量となった。

（カ）治山事業

（単位　渓間工・山腹工：箇所、植栽工・本数調整伐：ha）

区　分	計　画	実　行	実行率
渓　間　工	23	19	83%
山　腹　工	36	7	19%
植　栽　工	5	5	108%
本数調整伐	45	65	144%

防災・減災対策を弾力的に実施できるよう広範な箇所を計画へ計上した上で、各箇所の緊急度と施工可能性及び自然復旧の状況を踏まえて事業を実行した結果、渓間工は、おおむね計画どおりの実行数量となり、山腹工は実行数量が計画を大きく下回った。また、保安林の目的を達成するために着実に事業を実施した結果、植栽工は実行数量がおおむね計画どおりとなり、本数調整伐は計画量を上回った。

※1　計画及び数値は、前計画の前期分（令和2～6年度）である。
※2　実行の「0」表示は、1未満の値、「-」表示は未着手のものである。
※3　単位haの項目の数量は、小数点以下非表示のため、実行率と一致しない場合がある。

（２）日高森林計画区

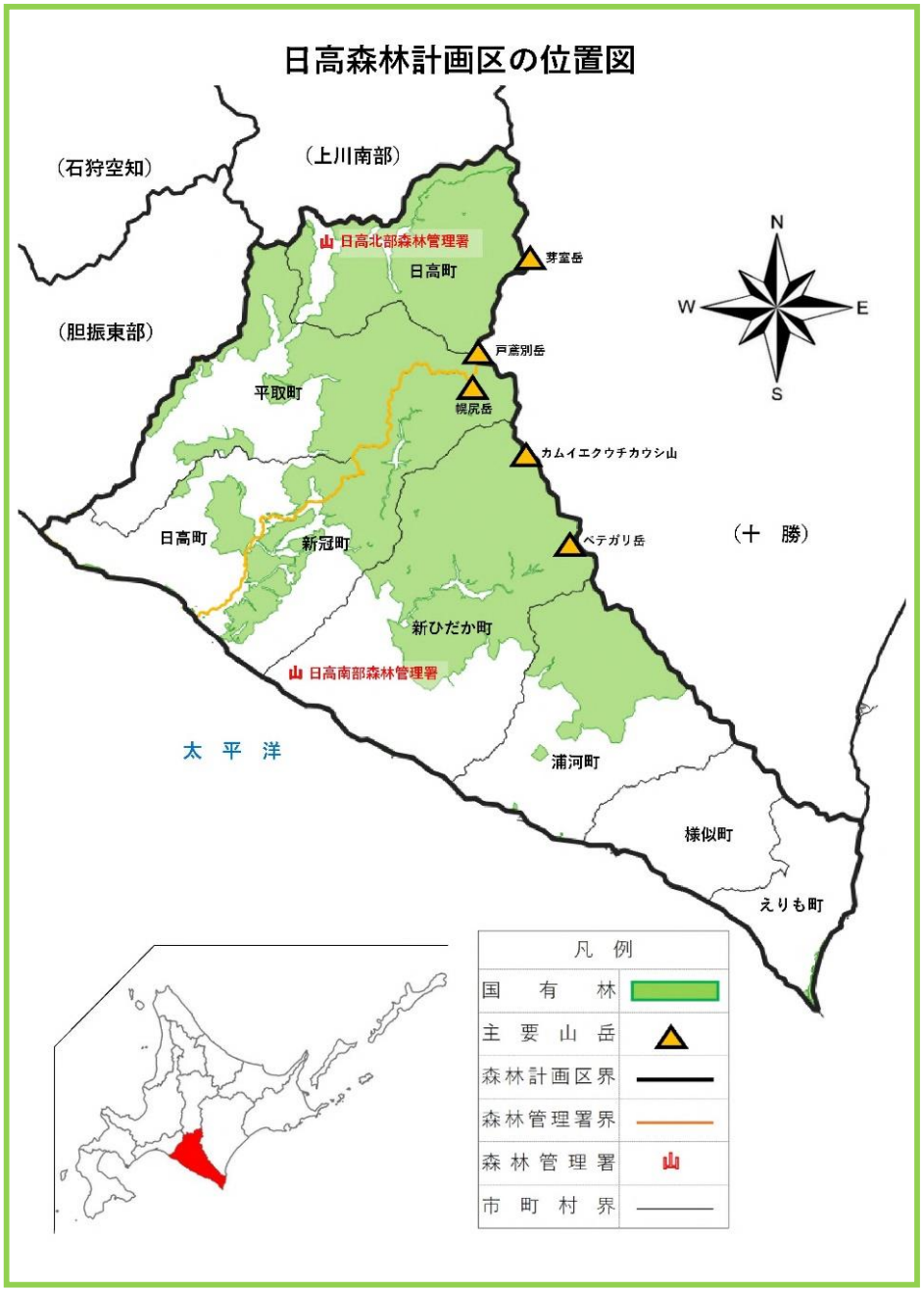

ア　概況

（ア）位置

北海道の中央南西部に位置して太平洋に面し、日高振興局の全域で構成され、日高山脈の稜線から襟裳岬を含む。

東部は日高山脈を境に十勝森林計画区に接し、北部は上川南部森林計画区、北西部は胆振東部森林計画区に接している。

（イ）特徴

急流な河川が多い地域である。

また、豊かな水を湛えることから、漁業や電源開発など地域の産業に重要な役割を果たしている。

①山岳　幌尻岳（2,052m）、戸蔦別岳(1,959m)、
芽室岳（1,754m）、ペテガリ岳（1,736m）、
カムイエクウチカウシ山(1,979m)など

②河川　沙流川、厚別川、新冠川、静内川など

③人口　約６３千人（令和２年国勢調査）

④産業

・農業　国内一の軽種馬の生産、酪農、肉用牛、
稲作、トマト、ピーマン

・水産業　サケ定置網、底びき網、
スケトウダラ、カレイ、タコ等

・観光　登山、ホーストレッキング
日高山脈襟裳十勝国立公園

（２）日高森林計画区

（ウ）市町村の構成

７町から構成（国有林は下記の６町に所在）

計画の対象とする森林管理局所管の森林の区域
市町村別面積内訳

単位　面積：ha

区　分		森林面積	備　考（関係森林管理署等）
総数		231,590	
市町村別内訳	日　高　町	59,923	日高北部森林管理署
	平　取　町	41,508	
	小　計	101,431	
	新　冠　町	37,369	日高南部森林管理署
	浦　河　町	27,201	
	様　似　町		※様似町には、林野庁所管国有林が存在しない。
	え　り　も町	419	
	新ひだか町	65,170	
	小　計	130,159	

注1）計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。なお、本計画区内には公有林野等官行造林地は存在しない。

（エ）森林の現況

①所管別森林面積

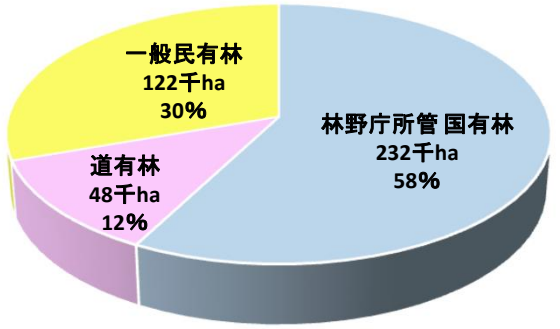

②林野庁所管国有林の人工林・天然林別面積

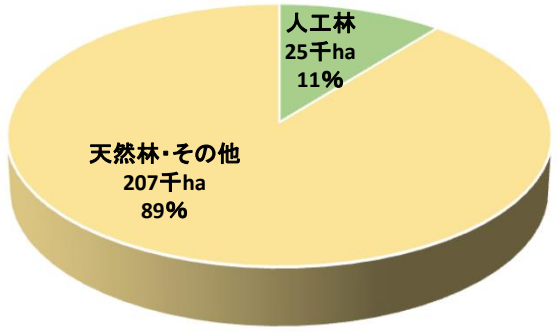

※①②：令和4年度北海道林業統計書

③国有林の人工林齢級別面積

※令和5年度末現在

（2）日高森林計画区

イ 前計画の実行結果の概要とその評価（計画期間前半5年分）

（ア）伐採立木材積

（単位 材積：千㎥）

区 分	計 画	実 行	実行率
総 数	609	538	88%
主 伐	152	113	74%
間 伐	457	425	93%

主伐については、台風等による大雨の影響で林道が通行不可となったこと、現地の状況を踏まえ土砂災害防止と作業安全性の確保のため急傾斜地での伐採を見合わせたこと、主伐から間伐への変更が生じたことから実行数量が計画を下回った。間伐については、おおむね計画どおりの実行数量となった。

（イ）造林面積

（単位 面積：ha）

区 分	計 画	実 行	実行率
総 数	802	613	76%
人工造林	695	590	85%
天然更新	107	24	22%

造林面積については、人工造林及び天然更新ともに主伐を取りやめたことや一部を間伐へ変更したことから実行数量が計画を下回った。

（ウ）間伐面積

（単位 面積：ha）

計 画	実 行	実行率
8,945	8,125	91%

おおむね計画どおりの実行数量となった。

（エ）林道事業

（単位 開設：ｋｍ、拡張：箇所）

区 分	計 画	実 行	実行率
開 設	30	20	65%
拡 張	1	11	1100%

開設については、森林整備事業の実施箇所及び実施時期を勘案しつつ、状況の変化に応じて弾力的な路網整備を図るために広範な路線を現計画へ計上した。その上で各事業の進捗状況を踏まえ、必要な箇所から実行した結果、実行数量が計画を下回った。拡張については、台風等による大雨の後に点検した結果、拡張が必要と判断された箇所が多く発生したことから実行数量が計画を上回った。

（オ）保安林整備

（単位 面積：ha）

区 分	計 画	実 行	実行率
指 定	490	－	0%
解 除	8	25	305%

新たな国立公園の指定に向けた協議の結果を踏まえる必要があったため、現計画期間では指定を見送りとした。

解除については、台風被害の道路復旧工事に関するものや、実査の結果により実行数量が計画を上回った。

（カ）治山事業

（単位 渓間工・山腹工：箇所、地すべり対策、植栽工・本数調整伐：ha）

区 分	計 画	実 行	実行率
渓 間 工	23	21	91%
山 腹 工	9	3	33%
地すべり対策	1	－	0%
植 栽 工	5	7	130%
本数調整伐	69	171	248%

防災・減災対策を弾力的に実施できるよう広範な箇所を計画へ計上した上で、各箇所の緊急度と施工可能性及び自然復旧の状況を踏まえて事業を実行した結果、渓間工は、おおむね計画どおりの実行数量となり、山腹工及び地すべり対策は、実行数量が計画を下回った。本数調整伐及び植栽工では、保安林の目的を達成するために着実に事業を実行した結果、実行数量が計画を上回った。

※1 計画及び数値は、前計画の前期分（令和2～6年度）である。
※2 実行の「0」表示は、1未満の値、「-」表示は未着手のものである。
※3 単位haの項目の数量は、小数点以下非表示のため、実行率と一致しない場合がある。

2　計画樹立に当たっての基本的考え方

前年度の計画を踏襲

森林は、国土の保全、水源の涵養（かん）、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。

①　多面的機能の持続的な発揮

森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、効率的かつ効果的な森林の整備と保全を進める。

②　計画で明らかにすべき事項

森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。

③　計画策定に当たっての基本的な単位

森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、各機能に応じた計画事項を明らかにし、森林づくりに取り組む。

④　民有林との連携強化

民有林・国有林間での一層の連携強化により、効率的な実行、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮する。

民有林及び国有林関係者による
森林施業技術研修会

3　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（1）森林の整備及び保全の目標と森林の整備及び保全に関する基本的な事項

○　流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向等を把握した上で、多様な森林の計画的な整備及び保全を推進する。

○　自然的及び社会的な条件が有利な箇所を中心に適切な間伐等の実施や適確な更新の確保により健全な森林の育成に努める。条件が不利な箇所では、自然条件等に応じ、天然力を活用しつつ施業を推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。

○　森林の有する機能ごとの森林の整備・保全の目標及び基本方針

森林の有する機能	目標とする森林	森林の整備･保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ 浸透･保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする。 伐採に伴って発生する裸地については、縮小・分散を図る。
山地災害防止／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。	災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小・回避を図る施業を進める。渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合は、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

3　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（1）森林の整備及び保全の目標と基本方針

森林の有する機能	目標とする森林	基　本　方　針
保健･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。	国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど、多様な森林整備を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。	潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進する。

※上記以外に属地性のない機能として地球環境保全機能（二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される機能）がある。

（2）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

《渡島檜山森林計画区》

区　分		現　況	計画期末
面積(ha)	育成単層林	61,538	56,666
	育成複層林	9,512	14,391
	天然生林	170,365	170,358
森林蓄積(㎥/ha)		118	120

《日高森林計画区》

区　分		現　況	計画期末
面積(ha)	育成単層林	21,830	16,873
	育成複層林	23,220	28,183
	天然生林	166,043	166,037
森林蓄積(㎥/ha)		169	181

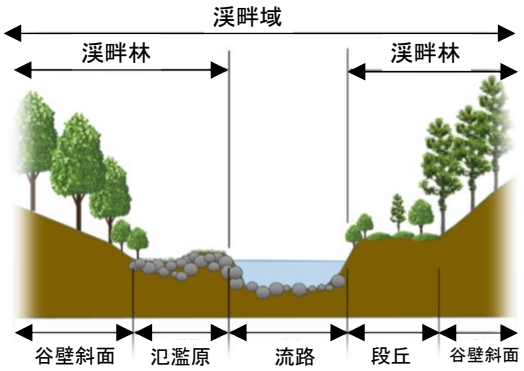

（3）その他必要な事項

①取水施設の上流域等の保全

○　取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所の伐採

降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせる。

○　渓流沿いについて

渓流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上（水辺からおおむね片側25m以上）の保護樹帯を設置する。

クマゲラ

②希少な野生生物が生息する森林の取扱い

○　クマタカ、クマゲラ、シマフクロウ等の希少な野生鳥類

希少な野性鳥類の生息する森林の取扱いについては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）や別途定める各種生息森林の取扱方針に基づき、生息環境の整備、保全に努める。

○　その他の希少な野生生物

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づき定められている国内希少野生動植物種の生育・生息の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、有識者から助言を得つつ、その保護に配慮した施業に努める。

ブナの稚樹

③その他

渡島半島一体及び奥尻島は自生するブナ、ヒバ等の北限地帯である。
これらの天然林における生物多様性の保全にも留意する。

（渡島檜山森林計画区）

4　森林の整備に関する事項

（1）森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

①　標準伐期齢に達しているものを対象とし、更新を伴うものとする。実施に当たっては、公益的機能の発揮等に配慮し、伐採跡地が連続しないよう配慮し、適確な更新を確保するため、目標林型に応じた適切な伐採及び更新の方法を定めて行う。
②　林業機械の走行等に必要な搬出路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、林地の保全や生物多様性等に配慮する。
③　スギ人工林の花粉発生源対策の重点区域に準じた国有林（P18を参照）においては、伐採植替え等の促進に努める。

（渡島檜山森林計画区）

ア　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（ア）皆伐

林地生産力が高く、緩傾斜で林道からの距離が近いなど効率的な施業が可能な箇所であることや公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

実施は、標準伐期齢におおむね10年を加えた林齢に達していることとする。

（イ）択伐

択伐は、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

複層伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

イ　立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標としてさだめるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹　　種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ、アカエゾマツ	６０
	トドマツ	５０
	カラマツ、グイマツ	３０
	スギ	５０
	その他針葉樹	４０
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ（天然林含む）	３０
	その他広葉樹	４０
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	６０
	〃　　広葉樹	８０
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	２５

（全ての計画区で北海道森林管理局内での標準伐期齢は統一されている。）

ウ　その他必要な事項

伐採箇所の選定や事業の実施に当たって、林分状況、自然保護、地域の産業及び地域住民への影響について配慮する。また、流木の発生及び土砂の流出については、必要な措置を講ずる。

（2）造林に関する事項

ア 人工造林に関する事項

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

樹　　種	植栽本数（本数/ha）
トドマツ	１，５００～２，５００
アカエゾマツ、エゾマツ	１，５００～２，５００
カラマツ、グイマツ	１，５００～２，５００
スギ	２，０００～３，０００
その他針葉樹	１，５００～３，０００
広葉樹	２，０００～４，０００
クロマツ（海岸林）	１０，０００

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

大型機械による地拵

植栽６年目のクリーンラーチ

イ 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

○ 天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数、配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるよう、刈出し、地表処理、植込み、まき付け等を適宜組み合わせる。
○ 更新状況を確認し、更新が完了できないと判断される場合は、人為により更新を図る

人工林内の天然更新木

【参考】

●スギ花粉症対策

対象：渡島檜山森林計画区

重点区域に準じた国有林とは？

スギ花粉発生源対策について政府は、10 年後には、花粉の発生源となるスギ人工林を約2割減少させること、将来的（約 30 年後）には花粉発生量を半減させることを目指すこととされました。これを受けて都道府県は、**「スギ人工林伐採重点区域」**を設定し、スギ人工林の伐採・植替えを重点的に進めるとともに、伐採したスギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上や労働力の確保に集中的に取り組むこととしています。

全国を対象とした「スギ人工林伐採重点区域」の総面積は、約98万haとなっており、全国のスギ人工林の22%にあたります。
このうち、北海道においては、函館市、北斗市、知内町、木古内町、七飯町の５市町で約４千haの森林が設定されました。

これら重点区域に準じて国有林も伐採・植替えを進めることとされています。
国有林においては、この「スギ人工林伐採重点区域」と連携して、**「重点区域に準じた国有林」**を設け、同様に花粉の少ないスギ苗木等を使った植替えを推進することとしています。
なお、北海道森林管理局では、近年、スギの植栽を実施していないところですが、引き続き “スギ以外の樹種”に植替えを着実に推進していきます。

（林野庁　ホームページ「林野庁における花粉発生源対策」より）

【参考】
①花粉の少ないスギ苗木：「無花粉」、「少花粉」、「低花粉」の品種のスギ苗木等をいう。
②スギ人工林伐採重点区域：県庁所在地から50km圏内にまとまった人工林がある地域を都道府県が設定したもの。

（3）間伐及び保育に関する事項

前年度の計画を踏襲

ア 間伐の標準的な方法

間伐については、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう実施することとし、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹　種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	２回	３回		
トドマツ	７齢級 (31～35年)	９齢級 (41～45年)	１１齢級 (51～55年)	初回、２回目は原則列状間伐とし、３回目以降は単木・列状のいずれか（併用も含む）を選択。	３５％を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	８齢級 (36～40年)	１１齢級 (51～55年)	１４齢級 (66～70年)		
カラマツ、グイマツ	４齢級 (16～20年)	６齢級 (26～30年)	８齢級 (36～40年)		
スギ	５齢級 (21～25年)	７齢級 (31～35年)	９齢級 (41～45年)		
その他針葉樹	６齢級 (26～30年)	８齢級 (36～40年)	１０齢級 (46～50年)		
広葉樹	６齢級 (26～30年)	９齢級 (41～45年)	―		

上空から見た人工林間伐実施箇所

人工林間伐実施箇所

伐採・搬出した素材（丸太）

（３）　間伐及び保育に関する事項

前年度の計画を踏襲

イ　保育の標準的な方法

（ア）保育の種類と作業方法

局地的な気象条件、阻害する草本植物等の繁茂の状況、地形等を勘案して目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、方法、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行う。

①　下刈

目的樹種（植栽木等）の健全な育成を図るため、成長を阻害する草本植物等を除去する。また、下刈りの終了時点の目安は、成林に支障がないと判断された時期とする。

②　つる切

つる性植物の繁茂により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて行う。

③　除伐

目的樹種の健全な育成を図るため、成長を阻害する樹木等を除去する。

④　除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が過密となっている林分（初回間伐前）において、競争緩和を目的に実施する。

⑤　鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的な対策を行う。

リモコン式刈払い機による下刈り作業

（イ）　主要な樹種の保育の時期等の目安

作業種別	樹　種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ	←			→													
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ	←					→											
	スギ	←				→												
つる切・除伐	カラマツ						←								→			
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ									←						→		
	スギ								←					→				

（4）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

公益的機能別施業森林

森林の有する公益的機能について、それぞれの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として下表の区分のとおり区域を設定したものである。

また、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域については、**木材等生産機能の維持増進を図る森林**の区域として設定することができる。

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は重複して設定が可能である。

区　分 （該当公益的機能）	対象森林の面積（ha）		保全の方針と施業方法
	渡島檜山 森林計画区	日　高 森林計画区	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （水源涵養機能）	255,492	231,590	下層植生・下層木や樹根の発達を促しつつ、表土の保全に留意した整備 ・適切な保育・間伐等の推進 ・伐期の延長・長期化 ・伐採面積の縮小・分散
土地に関する災害の防止及び**土壌の保全の機能の維持増進**を図るための森林施業を推進すべき森林 （山地災害防止機能/土壌保全機能）	119,500	74,753	地形、地質等の条件を考慮し、林床の裸地化の縮小等に留意した整備 ・伐期の長期化、複層林化の推進 ・山地災害を防ぐ施設の整備
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （快適環境形成機能）	273	106	森林の構成を維持し、樹種の多様性の増進に留意した整備 ・健全な森林を維持する保育・間伐等の推進 ・気象害の防止等に重要な森林の保全
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能）	56,845	110,805	景観の維持と森林の適切な利用に留意した整備 ・利用者のニーズ等に応じた多様な森林整備 ・風致の保存等の適切な管理

（5） 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

ア　林道等の開設及び改良に関する基本的考え方

路網の開設については、一般車両の走行を想定する**「林道」**、森林施業用の車両の走行を想定する**「林業専用道」**、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する**「森林作業道」**からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

林業専用道（渡島檜山森林計画区管内）

○基幹路網の現状

《渡島檜山森林計画区》

区　分	路線数	延長(km)
基幹路網	347	1,351
うち林業専用道	30	67

《日高森林計画区》

区　分	路線数	延長(km)
基幹路網	246	1,222
うち林業専用道	27	81

イ　路網密度の水準及び作業システムの考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区　　分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	１１０以上	３５以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	８５以上	２５以上
	架線系作業システム	２５以上	２５以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	６０〈５０〉以上	１５以上
	架線系作業システム	２０〈１５〉以上	１５以上
急　峻　地(35°～　　)	架線系作業システム	５以上	５以上

注）〈　〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

（6） 森林施業の合理化に関する事項

前年度の計画を踏襲

林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注や経営の安定強化のための指導により、長期にわたり持続的な経営を 実現できる林業事業体の育成を図る。
これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資する。

作業システムの高度化に資する林業機械の導入

高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進し、森林整備や木材生産の効率化を図っていく。

林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針等

地域における木材需給や森林資源の保続状況等も踏まえた安定供給体制の整備を推進していく。また、木質バイオマスの有効活用、国有林のフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成及び林業技術の開発・普及を促進していくほか、地方公共団体等との間で森林整備等に関する協定の締結等による民有林との連携の強化により、流域における林業の産業成長化の実現に向けて国有林の役割を継続的に果たしていく。

ハーベスタによる伐倒と採材

フォワーダによる積下し

クリーンラーチコンテナ苗

林地未利用材（末木枝条）
の木質バイオマス利用

市町村森林整備計画実行管理推進チーム会議

5　森林の保全に関する事項

（1）森林の土地の保全に関する事項

土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定める。

また、森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林を定める。搬出する場合は、原則として架線によることとする。

〇林産物の搬出方法を特定している森林の状況

《渡島檜山森林計画区》

市町村数	面積(ha)
13	3,035

《日高森林計画区》

市町村数	面積(ha)
5	8,825

床固工
（日高森林計画区管内）

（2）保安施設に関する事項

国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

（3）鳥獣害の防止に関する事項（エゾシカ対策）

ア　区域の設定（鳥獣害防止森林区域）

《渡島檜山森林計画区》

市町村数	対象鳥獣の種類	面積(ha)
14	エゾシカ	9,282

《日高森林計画区》

市町村数	対象鳥獣の種類	面積(ha)
5	エゾシカ	191,951

囲いわな
（日高森林計画区管内）

イ　エゾシカ被害防止の方法

（ア）森林に与える影響調査や自動撮影カメラの設置等のモニタリングにより生息状況の把握、被害の早期発見に努める。

（イ）北海道の「北海道エゾシカ管理計画」に基づき個体数調整に協力し、市町村が策定する被害防止対策及びその協議会への参画等を通じて、関係機関との調整を図る。

（ウ）狩猟期間内における各種事業と狩猟との調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、効果的な被害の軽減に向けて取り組む。

（4）森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

ナラ枯れ被害対策については、当該計画区が被害の先端地域であることを踏まえ、これ以上の被害拡大を防止するよう積極的に取組を進める。（渡島檜山森林計画区）

6　計画量等

《渡島檜山森林計画区》

□ 現行計画　（R2年度～R11年度の10年間）　■ 現行計画（うち前半5箇年（R2年度～R6年度））
□ 新計画（案）（R7年度～R16年度の10年間）　■ 新計画（案）（うち前半5箇年（R7年度～R11年度））

（１）伐採立木材積

（単位　材積：千㎥）

区　分	総数	主伐	間伐
総　数	2, 681	1, 003	1, 678
前半5ヶ年	1, 319	401	918

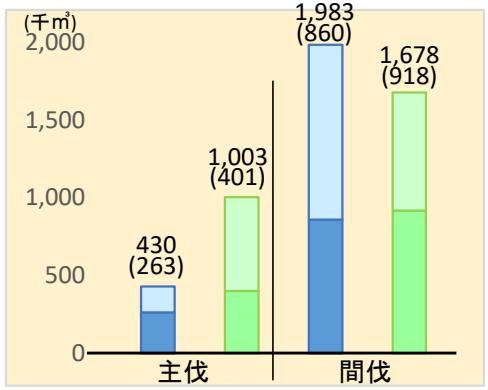

※（ ）は、前半5年の計画量

（２）間伐面積

（単位　面積：ha）

区　分	間伐面積
総　数	30, 998
前半5ヶ年	16, 484

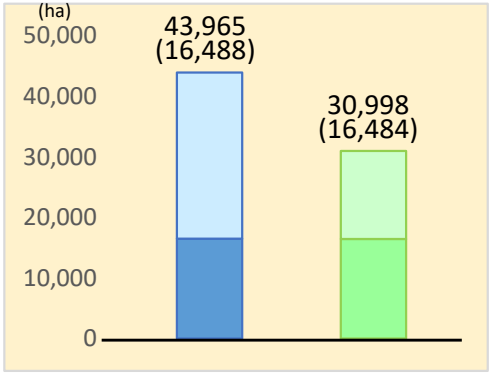

※（ ）は、前半5年の計画量

（３）造林面積

（単位　面積：ha）

区　分	人工造林	天然更新
総　数	3, 529	763
前半5ヶ年	1, 685	329

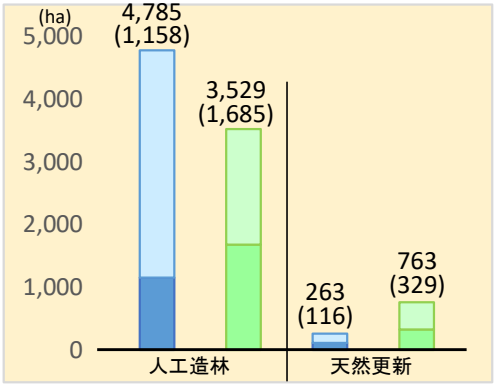

※（ ）は、前半5年の計画量

《日高森林計画区》

□ 現行計画　（R2年度～R11年度の10年間）　■ 現行計画（うち前半5箇年（R2年度～R6年度））
□ 新計画（案）（R7年度～R16年度の10年間）　■ 新計画（案）（うち前半5箇年（R7年度～R11年度））

（１）伐採立木材積

（単位　材積：千㎥）

区　分	総数	主伐	間伐
総　数	1, 339	513	805
前半5ヶ年	640	226	414

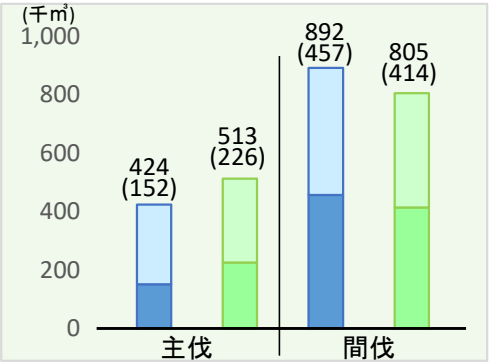

※（ ）は、前半5年の計画量

（２）間伐面積

（単位　面積：ha）

区　分	間伐面積
総　数	17, 404
前半5ヶ年	8, 407

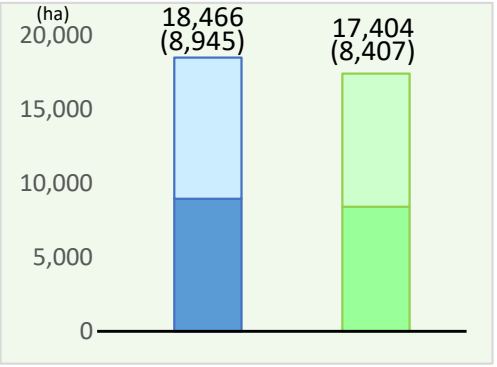

※（ ）は、前半5年の計画量

（３）造林面積

（単位　面積：ha）

区　分	人工造林	天然更新
総　数	3, 140	1, 408
前半5ヶ年	1, 388	52

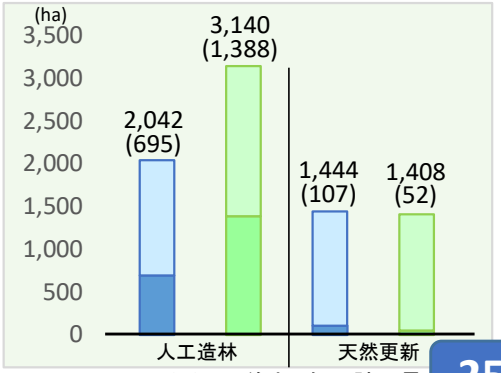

※（ ）は、前半5年の計画量

前年度の計画を踏襲

【参考】

森林の誘導の考え方②

- 充実した人工林資源を最大限活用するとともに、効率的かつ効果的に森林を整備・保全し、公益的機能を持続的に発揮。
- 地域の状況を踏まえ、①傾斜が緩く集落から近い森林など林業経営に適した森林では、多様な伐期と植栽での確実な更新を図ることによる資源の循環利用、②奥地水源など条件不利地等では、針広混交林化、広葉樹林化を推進していく必要。

■ 森林の誘導の考え方

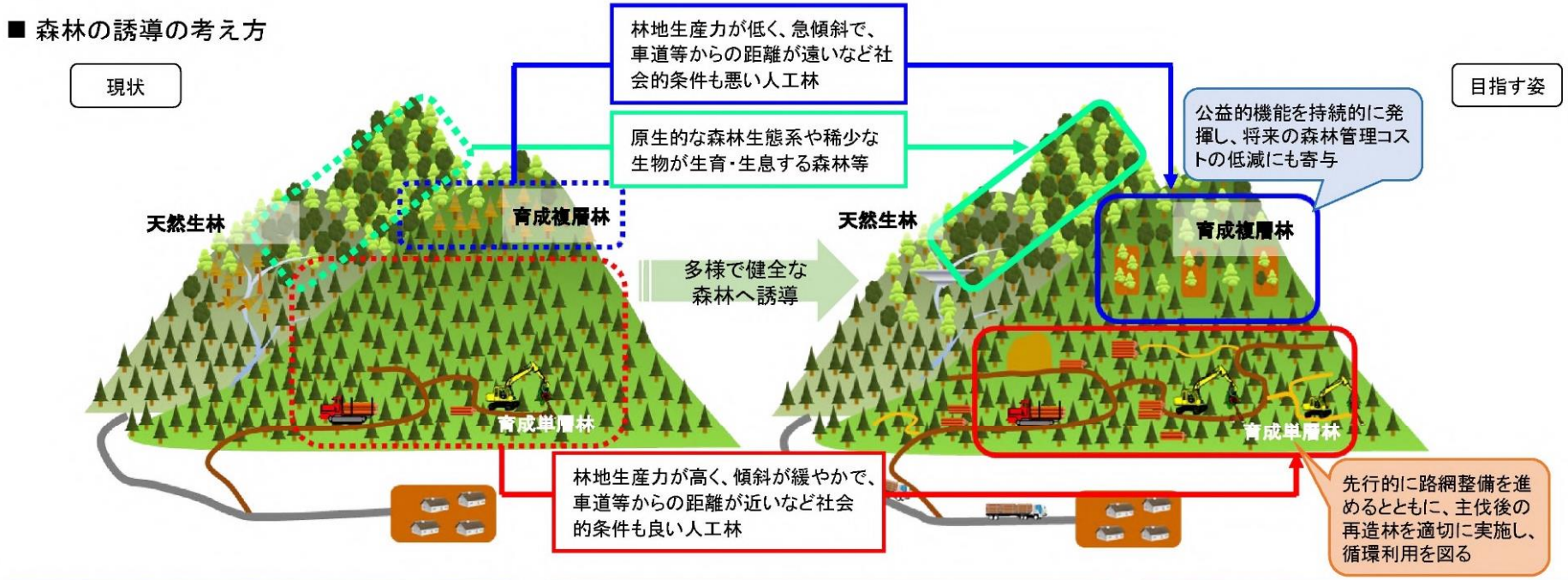

○ 育成単層林を維持する森林

- 多様な伐期と植栽での確実な更新を図り、資源を循環利用していく森林として位置づけ。
- 公益的機能の発揮を同時に図る森林では、皆伐面積の縮小・分散や、伐期の長期化、植栽による確実な更新で、伐採に伴う裸地化の影響を軽減。

○ 育成複層林に誘導する森林

- 自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により複層林化を図り、公益的機能の発揮を図る森林として位置づけ。
- 天然生林のうち里山など継続的な利用や管理が必要な森林では、更新補助作業等により、育成複層林に誘導。

○ 天然生林を維持する森林

- 主に天然力により健全性が確保される森林として位置づけ。
- 自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。

（林野庁　林政審議会「森林・林業基本計画 関係資料」より）

《渡島檜山森林計画区》

現行計画　（R2年度～R11年度の10年間）　現行計画（うち前半5箇年（R2年度～R6年度））
新計画（案）（R7年度～R16年度の10年間）　新計画（案）（うち前半5箇年（R7年度～R11年度））

（４）林道事業

（単位 開設：ｋｍ、拡張：箇所）

区　分	開　設	拡　張
総　数	57	9
前半5ヶ年	34	

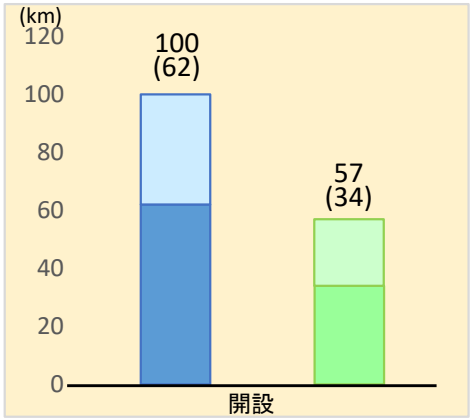

※（ ）は、前半5年の計画量

（５）保安林整備及び治山事業

ア　保安林の指定又は解除

該当なし

イ　治山事業

施工地区数	主　な　工　種
88	渓間工、山腹工、植栽工、本数調整伐、その他

《日高林計画区》

現行計画　（R2年度～R11年度の10年間）　現行計画（うち前半5箇年（R2年度～R6年度））
新計画（案）（R7年度～R16年度の10年間）　新計画（案）（うち前半5箇年（R7年度～R11年度））

（４）林道事業

（単位 開設：ｋｍ、拡張：箇所）

区　分	開　設	拡　張
総　数	30	3
前半5ヶ年	18	

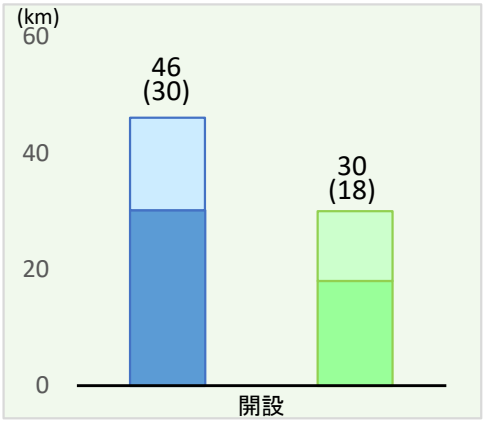

※（ ）は、前半5年の計画量

（５）保安林整備及び治山事業

ア　保安林の指定又は解除

（単位 面積：ha）

種　類	指　定	解　除
水源かん養	467	－

イ　治山事業

施工地区数	主　な　工　種
53	渓間工、山腹工、植栽工、本数調整伐、地すべり対策

7　その他必要な事項

（1）法令により施業について制限を受けている森林

≪渡島檜山森林計画区≫

（単位　面積：ha）

種　類		面　積
保安林	水源かん養	143, 483
	土砂流出防備	96, 202
	土砂崩壊防備	1, 249
	飛砂防備	169
	防風	104
	干害防備	2, 190
	保健	(6, 525) 482
	風致	(2) 337
	計	(6, 527) 244, 216
砂防指定地		(131) 39

種　類	面　積
国定公園 (大沼国定公園)	(3, 877) 18
道立自然公園 (恵山道立自然公園) (檜山道立自然公園) (狩場茂津多道立自然公園)	(9, 236) 43
鳥獣保護区 特別保護地区	(367) 0
史跡名勝 天然記念物	(819)

※（　）は重複している制限林面積で外書

≪日高森林計画区≫

（単位　面積：ha）

種　類		面　積
保安林	水源かん養	204, 279
	土砂流出防備	25, 379
	土砂崩壊防備	162
	飛砂防備	414
	防風	114
	魚つき	(414)
	保健	(2, 321) 468
	計	(2, 734) 230, 816
砂防指定地		(59) 44
国立公園 （日高山脈襟裳十勝国立公園）		(98, 575) 128

種　類	面　積
鳥獣保護区 特別保護地区	(197)
史跡名勝 天然記念物	(2, 297)
その他制限林	(43, 732) 83

※（　）は重複している制限林面積で外書

・森林法等の各関係法令等に基づき、森林の施業方法の制限を定めている。
・制限林が重複している場合の施業方法は、いずれの制限を順守する。

令和６年度
国有林の地域別の森林計画の
変更計画（案）の概要

令和６年１０月
北海道森林管理局　計画課

◆ 林道にかかる計画事項の変更

「Ⅱ　計画事項　第５－４　林道の開設又は拡張に関する計画」

○開設すべき林道の種類及び箇所別の数量等

単位：km

森林計画区	現行計画		変更計画（案）	
	開　設		開　設	
		前半5カ年		前半5カ年
留　　萌	32.7	14.4	32.7	17.8

【変更点】

・留　　萌：後半５年実施予定から前半５年の実施予定箇所として、３路線を追加変更。

内訳　（自動車道（管理））　留萌市：ポンルル４号1.5km、ポンルル２号左支線0.7kmの１路線を追加。

小平町：一線沢支線1.2kmの１路線を追加。

○拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位：箇所

森林計画区	現行計画	変更計画（案）
	箇所数	箇所数
上川南部	22	30

【変更点】

・上川南部：新規に前半５年の実施予定箇所として、８箇所を追加変更。

内訳　（自動車道（基幹））　南富良野町：森田の沢　２箇所（橋梁工）、金山　４箇所（橋梁工）を追加。

占　冠　村：大滝の沢　１箇所（橋梁工）、ポントマム　１箇所（橋梁工）を追加。

◆ 治山にかかる計画事項の変更

「Ⅱ　計画事項　第５－５　保安林整備及び治山事業に関する計画」

○ 保安林として管理すべき森林の種類面積等

・ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

森林計画区	現行計画						変更計画（案）					
	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備
	指定（ha）			解除（ha）			指定（ha）			解除（ha）		
石狩空知	－	－	－	0.47	－	－	－	－	－	3.67	－	－
上川南部	－	－	－	0.51	－	－	－	－	－	3.62	－	－
上川北部	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.50	－	－
留　　萌	－	760.57	－	－	－	－	－	1,714.87	－	－	－	－

○ 実施すべき治山事業の数量

森林計画区	現行計画		変更計画（案）	
	施工地区数（箇所）	主な工種	施工地区数（箇所）	主な工種
上川南部	30	渓間工、山腹工、本数調整伐	31	渓間工、山腹工、本数調整伐
上川北部	25	渓間工、山腹工、本数調整伐	29	渓間工、山腹工、本数調整伐
留　　萌	19	渓間工、山腹工、植栽工、本数調整伐	20	渓間工、山腹工、植栽工、本数調整伐
釧路根室	21	渓間工、山腹工、植栽工	22	渓間工、山腹工、植栽工

【変更点】

①上川南部：渓間工（+1（上川町））。

②上川北部：渓間工（+2（士別市）、+2（中川町））。

③留　　萌：渓間工（+1（留萌市））。

④釧路根室：山腹工（+1（羅臼町））。

◆ 制限林の所在及び面積にかかる計画事項の変更

「Ⅱ　計画事項　第６－１

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法」

〇日高山脈襟裳十勝国立公園の指定による変更

単位：ha

森林計画区	現行計画		変更計画（案）	
	国立公園	国定公園	国立公園	国定公園
	大雪山国立公園 阿寒摩周国立公園	日高山脈襟裳国定公園	日高山脈襟裳十勝国立公園 大雪山国立公園 阿寒摩周国立公園	削除
十勝	（97,432.91） 991.63	（48,738.78） 61.81	（174,131.21） 1,293.67	－

注）（　）書の数値は保安林等の他の制限林と重複する制限林の面積で外数である。

【変更点】

「日高山脈襟裳国定公園」の範囲が拡大され新たに「日高山脈襟裳十勝国立公園」に指定されたことから、制限林の所在及び面積に関する計画を変更したもの。